

第 編 実施計画の策定にあたって

第 編 実施計画の策定にあたって

1 計画の目的

平成26年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、本市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な目標や施策の根本となる指針として、平成28年3月に「熊本市教育大綱」が策定され、熊本市教育委員会では、平成28年度から「熊本市教育大綱」をもって本市の教育振興基本計画に代えることとしました。

そこで、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」である「熊本市教育振興基本計画(平成28～31年度)[熊本市教育大綱]」(以下、「基本計画」という。)を平成28年3月に策定し、本市の教育が目指す基本的な方向と目標を明らかにしました。

この「熊本市教育振興基本計画(平成28～31年度)実施計画」(以下、「実施計画」という。)は、「基本計画」に掲げる「重点的取組」及び「施策の基本方針」を実現するための様々な「主な取組」を、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

2 計画の期間

本実施計画の対象とする期間は4年間(平成28年度～平成31年度)とし、毎年見直しを行います。

3 計画の対象

本実施計画の対象は、教育委員会が所管する全ての取組(事業)だけではなく、教育委員会の権限に属する社会教育や文化財に関する取組(事業)並びに基本計画に掲げる市長事務部局の権限に属する文化、スポーツの振興、生涯学習及び福祉等の取組(事業)も対象としています。

4 計画の構成

本実施計画は、主に以下の2つで構成します。

(1) 重点的取組(第 編)

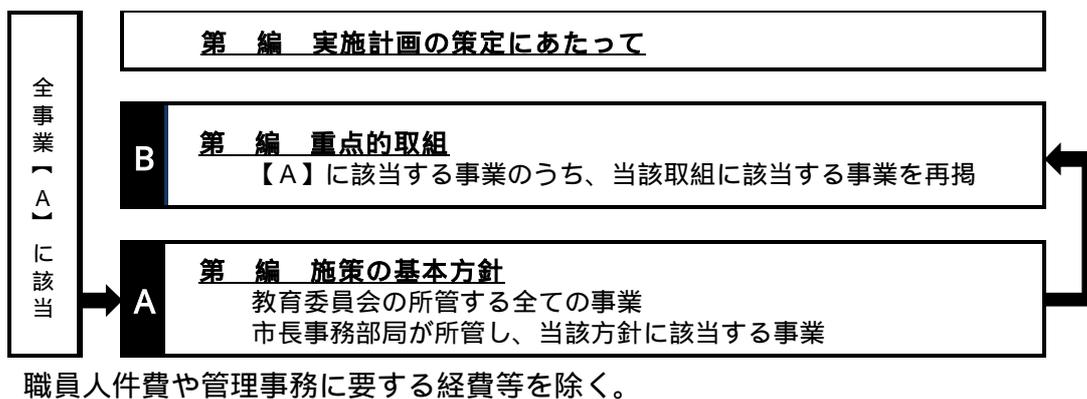
「基本計画」に示した、4つの重点的取組に対応した事業計画を示します。

(2) 施策の基本方針(第 編)

「基本計画」に示した、7つの施策の基本方針に対応した事業計画を体系的に示します。

本実施計画の取組(事業)は、「熊本市第7次総合計画」(以下、「総合計画」という。)に基づき、教育、文化及びスポーツに関する分野について、「施策の基本方針」に体系づけられています。

「重点的取組」は、施策の基本方針に位置づけられている取組(事業)のうち、4年間の計画期間において集中的に取組んでいく取組(事業)を「重点的取組」の体系に整理したものです。



5 用語の定義、凡例

「教育振興基本計画（平成28～31年度）実施計画：事業概要シート」の記載要領は次のとおりです。

「1 属性」

1 属性

基本方針	(1) 徳・知・体の調和のとれた教育の推進
主な取組	豊かな心を育む教育の推進
	道徳性や正義感、思いやりや自立心など、次代を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、自然体験や勤労体験などの体験的学習を充実するとともに、個性や能力を伸ばして自分らしい生き方を実現し、将来活躍できるよう、キャリア教育の充実を図ります。

指導課 教育センター
人権教育指導室

右上欄に、当該取組を所管している課名を全て記載しています。

(1) 「基本方針」

基本計画に掲げる基本方針を示しています。

(2) 「主な取組」

「基本方針」を達成するための具体的な手段であり、個々の主な取組の目的が達成されることにより、基本方針が達成されることを想定しています。

「2 目的・成果」

2 目的・成果

目的	ア	感動・感謝する心や郷土を愛する心など、豊かに生きるための基盤となる道徳性を育成する教育の充実を図ります。							
	イ	社会的・職業的自立に向けた力と豊かな人間性を育むために、キャリア教育、自然体験や勤労体験などの体験的学習の充実を図ります。							
	ウ	人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を育て、自分を大切にするとともに、他の人を大切にすることを図ります。							
検証指標		単位	基準値	実績値				目標値	
			H27	H28	H29	H30	H31	H31	H35
小中学校における道徳教育の校内研修実施校数		校	117	-	-	-	-	134	136
道徳の時間に学んだことを自分の生活に生かしていると思う子どもの割合(小5、中2)	小5	%	82.8	-	-	-	-	83	84
	中2	%	74.1	-	-	-	-	75	75

(1) 目的

基本方針は、複数の「主な取組」によって構成されており、各々の取組目的が達成されるこ

とにより基本方針が達成されるという、目的と手段の関係となっています。

ここでは、基本方針を達成する為の手段である主な取組について、その対象を明確にし、対象がどのような状態になることが目的かを記載しています。

(2) 検証指標

検証指標については、「総合計画」において、「施策」毎に基準値（平成27年度）と目標値（平成31年度・35年度）を設定しています。

本実施計画では、「総合計画」の実績値の推移を把握するとともに、さらに「主な取組」レベルにおいても事業の目的を踏まえた検証指標を設定し、基準値（平成27年度）と毎年度の実績値を示しています。

ア 取組全体の成果を端的に表す指標の設定が困難な場合は、代表的な指標を掲げています。

イ 検証指標の設定が困難な場合は、進捗状況などで表しているものがあります。

「3 H28年度の取組」

この欄には、平成28年度事業の中で、特徴的な主な取組み内容を記載しています。

3 H28年度の取組

H28年度事業の特徴(主な具体的取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育推進協議会において、道徳の教科化に向けた協議を行うとともに、道徳教育推進モデル校の設置、心かがやけ月間の継続的な取組み、道徳教育推進研修会の開催など、道徳教育の充実を図る。 ・芸術などの各分野で活躍している人や社会貢献・文化・スポーツ活動等で著名な郷土出身者を招聘し、児童生徒がホンモノに触れることで感性を磨いたり、夢を育みよりよく生きようとする意欲を高めるなど、感性をみがく教育の推進を図る。 ・全小中高のうち、平成27年度に情報モラルキャラバンを実施できなかった小学校42校、中学校3校において、授業参観等の機会を活用し計画的に実施する。 ・子どもの勤労観・職業観や感謝する心などの豊かな心をはぐみ、主体的・実践的な態度を培うために、ナイストライ事業や勤労体験学習の活動の推進・充実を図る。
---------------------	---

「4 目的を達成するための手段（行政活動）」

4 目的を達成するための手段(行政活動)

	重点取組	目的	事業名	所管課	概要	4カ年の取組予定				
						H28	H29	H30	H31	
1	1	ア	道徳教育総合支援事業	指導課	学校(園)、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら道徳教育を推進し、道徳教育推進協議会の設置等により、道徳教育の内容充実を図る。	指導方法の研修 授業改善				
2	1	ア	感性をみがく教育の推進(芸術)	指導課	本物の芸術に触れたり、各分野で活躍している人の講話を聞いたりすることで、子どもたちに夢や感動を与え、感性をみがき、心の教育の充実を図る。	講師の派遣				

(1) 重点取組、目的

重点的取組に該当する事業は、「重点取組」の欄に、該当取組の番号を記載しています。

各事業の「目的」の欄に、該当する「2 目的」の見出し記号の文字を記載しています。

(2) 事業名、所管課、概要

事業は、上位目的の「主な取組」を構成するもので、本市では予算の最小単位にあたります。本計画では、「基本方針」を実現するために必要なすべての「事業」を対象とします。

また、概要には、目的に対する手段としての取組を記載しています。

(3) 4カ年の取組予定

「2 目的・成果」の実現に向けた事業の4カ年のスケジュールを記載しています。

スケジュールの内容は本実施計画策定時のものであり、毎年度見直しを行います。

6 計画の進行管理について

本実施計画では、「総合計画」と整合性を図りながら、「計画(Plan) 実施(Do) 評価(Check) 改善(Action)」による「進行管理」を行い、事業の着実な推進と管理を行っていきます。

また、必要に応じて「熊本市教育振興基本計画推進会議」を開催し、本実施計画の推進や進行管理等について協議します。